

奈良県告示第二百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

千股（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十九年一月奈良県告示第四百六十一号で指定した千股（ロ）に掲げる土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（保安林区域を除く。）

所在地及び標柱番号

| | | |
|-----------------|--------|----|
| 吉野郡吉野町大字千股二〇二番三 | 一号 | |
| 〃 | 一七二番一 | 二号 |
| 〃 | 一五二六番一 | 三号 |
| 〃 | 一五九番一 | 四号 |
| 〃 | 一六二番 | 五号 |
| 〃 | 二一二番一 | 六号 |